

決 定 書

異議申出人

住 所

氏 名 岩田 薫

異議申出人代理人

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号

新宿アイランドアネックス 305 号

氏 名 弁護士 山下 幸夫

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年（2025年）5月12日付けで提起された令和7年（2025年）4月27日執行鎌倉市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

当選人の森功一は市議会議員選挙告示後も浅尾慶一郎環境大臣と顔写真、氏名を並べたポスターを掲示し続けた。これは公職選挙法違反であるから当選無効とすべきである。

2 異議申出の理由

申出人は、本件選挙における当選の効力に関し、本件異議の申出を提起したが、異議申出書及び同年6月2日に実施した口頭意見陳述における主張から、その理由を要約すれば次のとおりで

ある。

森功一候補は、本件選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第4項に規定したポスター以外のものを告示後も鎌倉市内に掲示した。期日前投票の会場である腰越支所の前に、令和7年（2025年）4月22日時点でも違反したポスターが何枚も貼られており悪質であり、公正な選挙ではなかった。また、鎌倉市選挙管理委員会より政党の個人演説会告知ポスターであっても候補者名が印刷されたものは告示後速やかに撤去するよう文書の通達が各候補者にあったにもかかわらず、これに従わず掲示し続けた。よって法第251条により当選無効とすべきである。なお、申出人は、森功一候補について令和7年（2025年）5月20日に刑事告発を行った。

決定の理由

当委員会は、申出人から提起された本件異議申出を形式的な要件を備えた適法なものと認めたのでこれを受理し、口頭意見陳述を経て、慎重に審理した。当委員会の判断は次のとおりである。

1 当選の効力に関する考え方

選挙管理委員会が当選の効力について審理するにあたっては、「当選人……がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者……が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（最高裁第三小法廷判決昭和35年9月13日・裁判集民事44号273頁参照）とされている。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることの

ない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（名古屋高裁判決平成4年12月17日・判例タイムズ805号249頁参照）とされている。

2 異議申出の趣旨について

申出人は、森功一候補が本件選挙において、第143条第4項に規定したポスター以外のものを告示後も掲示し続けており、法第251条により当選無効とすべきであると主張する。

申出人は、森功一候補が、法143条の規定に違反して文書図画を掲示し、法243条第1項第4号に該当する者であるため、法第251条により当選無効とすべきであると主張していると推測するが、上記のとおり、当委員会は、当選の効力についての審理に当たり、当選人が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否かについて審理判定する責務権限を有しない。

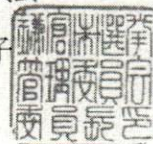
また、仮に当選人の行為が上記罰則に違反するものとしても、法第251条は、同条所定の罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであるところ、上記主張に係る当選人に関し、本決定を行う時点において法第251条所定の罪を犯し刑に処せられた事実を当委員会は認知したものではないことから、直ちに当選無効の原因となるものではない。

以上のことから、申出人の申出は理由が認められなかったので、主文のとおり決定する。

令和7年（2025年）6月14日

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 奥津 淑子



（教示）

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。